



世界へ、未来へ、+iを。

第61回

定時株主総会招集ご通知

■ 日 時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時（午前9時30分開場）

■ 場 所

愛媛県松山市堀江町7番地
当社本店 ミウラ愛サイト 2階 会議室

会場名称が変更されておりますが、昨年と同じ会場でございます。末尾の「会場のご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご来場ください。

◇ 議決権行使書又はインターネット等による議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分まで

目 次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による議決権行使のご案内	3
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役8名選任の件	6
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	13
第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	20
(添付書類)	
事業報告	22
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告書	43

三浦工業株式会社

株主各位

証券コード：6005
2019年6月11日

愛媛県松山市堀江町7番地
三浦工業株式会社
代表取締役 宮内 大介
社長執行役員 CEO

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 愛媛県松山市堀江町7番地
当社本店 ミウラ愛サイト 2階 会議室
（会場名称が変更されておりますが、昨年と同じ会場でございます。末尾の「会場のご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご来場ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第61期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
3頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに行使してください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日、当社の役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎以下の事項につきましては、法令及び定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.miuraz.co.jp/ir/general_meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ・事業報告のうち「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類のうち「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.miuraz.co.jp/ir/general_meeting.html）に掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要ですので、ご注意ください。

1. 議決権行使のお取扱い

- (1) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) 議決権の行使期限は、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

2. パスワード及び議決権行使コードのお取扱い

- (1) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。本総会終了まで、ご印鑑や暗証番号と同様に大切に保管ください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

◎本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

◎その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

<証券会社に口座をお持ちの株主様>

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

<証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）>

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、安定的な配当の継続を基本に、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実を図りつつ、会社の連結業績に対応した適正な利益還元を行うという基本方針に基づき、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金19円
総額 2,138,900,053円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 5,000,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）の目的事項を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(8) (条文省略)	(1)～(8) (現行どおり)
(9) <u>土木建設工事、機械器具設置工事、電気工事および管工事の設計ならびに施工請負</u>	(9) <u>水道施設工事、管工事、機械器具設置工事、土木工事、さく井工事、建築工事、電気工事、電気通信工事およびこれらに付帯関連する工事の設計ならびに施工請負</u>
(10)～(13) (条文省略)	(10)～(13) (現行どおり)
第3条～第5条 (条文省略)	第3条～第5条 (現行どおり)

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役以外の取締役全員(10名)は任期満了となります。つきましては、経営のスリム化を図り、迅速に意思決定が行えるよう取締役を2名減員し、監査等委員である取締役以外の取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、取締役会の在り方及び各候補者の業務執行状況・見識・能力等について検討した結果、各候補者は当社取締役として適任であると判断しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名	現在の当社における地位	属性
1	たかはし ゆうじ 高橋 祐二	代表取締役会長	(再任)
2	みやうち だいすけ 宮内 大介	代表取締役 社長執行役員 CEO	(再任)
3	にしはら まさかつ 西原 正勝	代表取締役 副社長執行役員 COO	(再任)
4	たけち のりゆき 武知 教之	常務執行役員	(新任)
5	もりまつ たかし 森松 隆史	取締役 常務執行役員 CTO	(再任)
6	こじま よしひろ 児島 好宏	取締役 常務執行役員	(再任)
7	よねだ つよし 米田 剛	取締役 常務執行役員	(再任)
8	ひぐち たてし 樋口 建史		(新任)(社外)(独立)

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	(再任) たかはし ゆうじ 高橋 祐二 (1953年11月11日生)	1976年 4月 当社入社 2000年 6月 当社取締役 当社関東支社長 2002年 8月 当社東日本営業統括部長 2003年 1月 当社東日本メンテナンス統括部長 8月 当社ボイラ事業本部長 2004年 1月 当社専務取締役 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2016年 4月 当社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事	97,990株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、12年にわたる代表取締役社長としての経営経験を踏まえ、2016年4月から代表取締役会長の職責を担っております。当社は、候補者の当社の経営に関する豊富な経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	(再任) みやうち だいすけ 宮内 大介 (1962年 6月29日生)	1997年 4月 当社入社 2000年 7月 MIURA BOILER WEST,INC. (現・MIURA AMERICA CO.,LTD.)President 2006年 1月 当社中部統括部長 2008年 7月 当社システムイノベーション統括部長 2009年 7月 当社執行役員 2010年 1月 当社東日本事業本部副本部長 当社新事業開発本部副本部長 6月 当社取締役 当社首都圏事業本部長 2012年 7月 当社アクア事業本部長 当社環境事業本部長 2014年 7月 当社米州事業本部長 2016年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 6月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO (現任) (重要な兼職の状況) 三浦環境マネジメント株式会社代表取締役会長	53,509株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、国内外で培った豊富な経験と実績を活かし2016年4月から代表取締役及び社長として当社の経営全般を統括しております。当社は、候補者の経営者としての幅広い視野が当社の経営全般及び更なるグローバル化に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	(再任) にしはら まさかつ 西原 正勝 (1956年12月16日生)	1978年 8月 当社入社 2004年 4月 当社東京支店長 10月 韓国ミウラ工業株式会社代表理事 2008年 7月 当社執行役員 2009年 7月 当社アジア統括部長 2010年 6月 当社取締役 当社アジア事業本部長 2012年 7月 当社国際事業推進本部長 2013年 7月 当社人事部長 (現任) 2014年 6月 当社常務取締役 常務執行役員 2015年 1月 当社総務部長 2016年 4月 当社代表取締役専務 専務執行役員 6月 当社代表取締役 専務執行役員 COO 7月 当社人財本部長 2017年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 COO (現任) 2019年 4月 当社管理本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社三浦マニファクチャリング代表取締役会長 株式会社ミウラ・エス・エー代表取締役会長 ミウラジョブパートナー株式会社代表取締役会長	18,029株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、アジア事業を中心に当社の海外事業に長年携わるとともに、当社の管理部門を統括する立場からも経営に携わり、豊富な業務執行経験を有しております。また、2016年4月から代表取締役の職責を担っております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った幅広い経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	(新任) たけち のりゆき 武知 教之 (1961年11月19日生)	1984年 4月 当社入社 2003年 8月 当社京都支店長 2006年 1月 当社名古屋支店長 2009年 6月 当社近畿統括部長 2013年 7月 当社執行役員 当社中部・近畿事業本部長 2016年 7月 当社上席執行役員 2019年 4月 当社常務執行役員 (現任) 当社国内販売統括本部長 (現任)	5,342株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、長年にわたり当社の国内営業部門を指揮し、幅広い業務執行経験を有しております。また、2013年7月から執行役員として重要な職務を経験しており、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献することが期待されることから、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
5	(再任) もりまつ たかし 森松 隆史 (1964年 7月23日生)	1987年 4月 当社入社 2003年 8月 当社技術部長 2007年 6月 当社ボイラ技術統括部長 2008年 7月 当社執行役員 2010年 6月 当社取締役 (現任) 2012年 7月 当社技術本部長 2016年 6月 当社常務執行役員 9月 当社RDセンター本部長 (現任) 2017年 4月 当社常務執行役員 CTO (現任) 当社ボイラ技術本部長 (現任) 当社船用技術本部長 7月 当社食機・メディカル本部長 2018年 4月 当社食品機械本部長 (現任) 当社メディカル機器本部長 (現任)	21,105株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、技術者として長年にわたりボイラ製品開発に寄与するとともに、技術部門を統括する立場から経営に携わり、豊富な業務執行経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識、特に、技術分野におけるリーダーシップが当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	(再任) こじま よしひろ 兒島 好宏 (1962年 3月 7日生)	1982年 4月 当社入社 2001年11月 当社名古屋MI支店長 2002年 4月 当社名古屋支店長 2003年 1月 上海三浦鍋炉有限公司経理 2004年11月 三浦工業設備(蘇州)有限公司 (現・三浦工業(中国)有限公司)董事長(現任) 2010年 7月 当社執行役員 当社アジア事業本部副本部長 2013年 6月 当社取締役(現任) 7月 当社アジア事業本部長(現任) 2014年 4月 韓国ミウラ工業株式会社代表理事(現任) 2015年 1月 国際事業推進本部長 2016年 6月 当社常務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 韓国ミウラ工業株式会社代表理事 三浦工業(中国)有限公司董事長	24,085株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、国内における営業経験を活かし、中国を中心にアジア事業に長年携わり、豊富な業務執行経験を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識、特に、海外事業におけるリーダーシップが当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	(再任) よねだ つよし 米田 剛 (1968年10月22日生)	1991年 4月 当社入社 2005年 4月 当社DS技術部長 当社DS業務管理部長 2008年 4月 当社水処理技術部長 2009年 6月 当社水処理技術統括部長 2010年 1月 当社アクア戦略統括部長 2012年 7月 当社執行役員 当社アクア事業本部副本部長 当社環境事業本部副本部長 2016年 4月 当社アクア事業本部長 当社環境事業本部長 (現任) 6月 当社取締役 常務執行役員 (現任) 2017年 4月 当社アクア本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 三浦アクアテック株式会社代表取締役会長	12,206株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、長年にわたり当社の水処理事業に携わり、技術者及び同事業の戦略統括者として同事業の成長に貢献してまいりました。また、2012年からは環境事業も担っております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験や見識、特に水処理事業及び環境事業におけるリーダーシップが当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	(新任)(社外)(独立) ひぐち たてし 樋口 建史 (1953年4月11日生)	1978年 4月 警察庁入庁 2007年 8月 同庁官房政策評価審議官兼官房審議官 2008年 8月 警視庁警務部長 2009年 3月 同庁副総監・警務部長事務取扱 2010年 1月 警察庁生活安全局長 2011年 8月 警視庁警視総監 2014年 4月 駐ミャンマー日本国特命全権大使 2018年 6月 第一三共株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 第一三共株式会社社外監査役	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、行政機関等で要職を歴任され、豊富な経験と高度な専門知識、海外での知見を有しております。当社の社外取締役として、経営全般、特に海外での事業拡大を目指す当社の経営に適切な助言や監督をいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>【独立性について】 候補者は、19頁の当社の「独立社外取締役の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 武知教之氏及び樋口建史氏は、新任候補者であります。
3. 樋口建史氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結する予定です。
4. 樋口建史氏は、社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。なお、当社の「独立社外取締役の独立性基準」に関しては、19頁をご参照ください。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員(5名)は任期満了となります。つきましては、当社の役員体制の見直しを勘案し、コーポレート・ガバナンスの実効性を引き続き確保できると判断したため、監査等委員である取締役を1名減員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな	現在の当社における地位	属性
1	はらだとしひで 原田俊秀	取締役 常務執行役員	(新任)
2	やまもとたくや 山本卓也	社外取締役監査等委員	(再任)(社外)(独立)
3	さいきなおき 佐伯直輝	社外取締役監査等委員	(再任)(社外)(独立)
4	あんどうよしあき 安藤吉昭		(新任)(社外)(独立)

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	(新任) はらだ としひで 原田 俊秀 (1957年11月11日生)	1980年11月 当社入社 1990年 6月 当社奈良営業所長 2006年 6月 当社経理部長 2010年10月 当社経営企画室長 2011年 7月 当社執行役員 2015年 1月 当社リース推進部長 6月 当社取締役 (現任) 2016年 6月 当社常務執行役員 (現任) 7月 当社財務本部長 2019年 4月 当社管理本部副本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 三浦グループ企業年金基金理事長	25,264株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、経理、営業、リース事業等に携わるなど豊富な業務経験を有し、2015年6月から取締役として財務部門を統括する立場から経営に携わり、国内外のミウラグループの事業活動全般に精通しております。今後は、監査等委員である取締役として、候補者がその経歴を通じて培った幅広い経験や深い知識から、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献し、業務執行を適切に監督ができる人材として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
	(再任)(社外)(独立) やまもと たくや 山本 卓也 (1952年6月16日生)	1979年 4月 弁護士登録 1987年 4月 第一東京弁護士会常議員 1989年 4月 藤井・山本法律事務所(現・第一総合法律事務所)パートナー弁護士(現任) 1993年 4月 第一東京弁護士会副会長 2000年 5月 東京簡易裁判所司法委員 2006年 6月 当社社外監査役 2010年 4月 日本弁護士連合会常務理事 2012年 6月 一般財団法人日本建築センター理事(現任) 2015年 6月 当社社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 第一総合法律事務所パートナー弁護士	5,762株
2	<p>【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また、弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、業務執行の妥当性のチェックなど、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。なお、候補者は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、候補者は過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。</p> <p>【独立性について】 候補者は、現在又は過去3年以内において当社から法律専門家として報酬(金銭その他の財産)を得ている第一総合法律事務所に所属しておりますが、過去3年平均の当該財産額は1,000万円未満であり、かつ、第一総合法律事務所の直近の連結売上高の2%を超えておりませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</p>		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	(再任)(社外)(独立) さいき なおき 佐伯 直輝 (1954年1月7日生)	1980年10月 昭和監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)入所 1983年 9月 公認会計士登録 12月 税理士登録 1994年 7月 佐伯公認会計士事務所・税理士事務所開業 2005年 6月 愛媛県監査人(包括外部監査) 2007年 6月 日本公認会計士協会理事 2012年 7月 四国松山凜監査法人代表社員(現任) 2014年 6月 当社社外監査役 2015年 6月 当社社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 四国松山凜監査法人代表社員	4,545株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として監査、会計、税務等企業実務に精通しており、業務執行の適性確保及び幅広い経験と見識に基づいた中立的な立場から業務執行に対する監督ができるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。なお、候補者は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、候補者は過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。</p> <p>【独立性について】 候補者は、19頁の当社の「独立社外取締役の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しております。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	(新任)(社外)(独立) あんどう よしあき 安藤 吉昭 (1951年11月16日生)	1975年 4月 小西六写真工業株式会社(現・コニカミノルタ株式会社)入社 1994年 3月 Konica Business Machines USA.,Inc. (現・Konica Minolta Business Solutions U.S.A.,Inc.) E.V.P. C.F.O 1998年 6月 コニカ株式会社(現・コニカミノルタ株式会社) 情報機器事業部企画室長 2002年10月 コニカビジネスマシン株式会社(現・コニカミノルタ ジャパン株式会社)取締役 同社事業企画室長 2003年10月 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社 (現・コニカミノルタジャパン株式会社)取締役 同社企画本部長 2005年 4月 コニカミノルタホールディングス株式会社 (現・コニカミノルタ株式会社)経理部長 2007年 4月 同社執行役 経理部長 2010年 4月 同社常務執行役 6月 同社取締役 常務執行役 CFO 2013年 4月 コニカミノルタ株式会社取締役 常務執行役 CFO 2014年 4月 同社取締役 同社監査委員会委員 同社報酬委員会委員 同社指名委員会委員	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、コニカミノルタ株式会社で2007年4月から執行役、2010年6月から取締役常務執行役CFOの職責を担っており、経営全般において十分な見識を有しております。また、同社で2014年4月から監査委員会委員、報酬委員会委員、指名委員会委員を務めており、候補者は知見と見識を活かし当社の経営に対する監督ができるものと判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>【独立性について】 候補者は、当社の取引先であるコニカミノルタ株式会社に2018年6月まで在籍しておりましたが、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の連結売上高の2%を超えておりませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 原田俊秀氏及び安藤吉昭氏は、新任候補者であります。
3. 当社は、山本卓也氏及び佐伯直輝氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定です。また、原田俊秀氏及び安藤吉昭氏の選任が承認された場合は、当社は、両氏と同内容の責任限定契約を締結する予定です。
4. 山本卓也氏、佐伯直輝氏、安藤吉昭氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は山本卓也氏及び佐伯直輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。また、両氏及び安藤吉昭氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、当社の「独立社外取締役の独立性基準」に関しては、19頁をご参照ください。

【ご参考】当社の「独立社外取締役の独立性基準」

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下のとおり、独自の基準を定めております。

1. 現在又は過去3年以内において当社の取引先又はその業務執行者である場合は、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の連結売上高の2%を超えない。
2. (1) 現在又は過去3年以内において当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円を超えない。
(2) 現在又は過去3年以内において当社からコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円又は当該団体の直近の連結売上高の2%のいずれか大きい額を超えない。
3. 現在又は過去3年以内において当社から寄付を受けている者又は寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当社から得ている財産額がその者の又は当該団体の直近の年間収入の2%を超えない。
4. 相互に株式を保有している会社に所属する者でない。
5. 役員を相互に派遣している会社に所属する者でない。

第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第57回定時株主総会において、年額540百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、株式報酬型ストック・オプション報酬額は年額100百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を一層高め、これまで以上に株主の皆様と株価変動のメリット及びリスクを共有する仕組みを設けることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

また、本議案が承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、監査等委員である取締役以外の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションを廃止することとし、今後対象取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととします。

現在の監査等委員である取締役以外の取締役は10名（うち、社外取締役は0名）であります。第3号議案「監査等委員である取締役以外の取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役以外の取締役は8名（うち、社外取締役は1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月 1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、地震や豪雨などの自然災害による経済活動への影響はありましたが、企業業績や設備投資が堅調に推移し、緩やかな回復基調が続きました。世界経済は、米国経済が堅調に推移しましたが、各国の保護主義的な風潮や米中貿易摩擦による世界経済への影響が出始めるなど、先行きの不透明感が高まっています。

このような状況の中で当社グループは、技術・営業・メンテナンスによる三位一体活動により、エネルギーの最適化や環境負荷低減への技術を培ってまいりました。さらにIoTを含む最新IT技術を活用し、新しいサービス・省エネ製品の開発を進め、「トータルソリューション」の提案活動の強化に取り組んでまいりました。2018年6月にオープンしました法人向けショールーム「ミウラ愛ランド」では、当社グループのこれまでの歩み、現在、そして未来に向けた取り組みをご紹介しますことで、進化を続ける「トータルソリューション」を分かりやすく表現し、世界へ発信していきたいと考えています。

また、当社は2019年5月1日に設立60周年を迎えるにあたり、2018年10月より「そのひらめきに、愛はあるか。」をキャッチフレーズとした新しい広告宣伝活動を開始いたしました。全社員がこのキャッチフレーズを行動で示すことで、誰からも愛され選ばれるミウラブランドを築き上げていきたいと考えております。

当連結会計年度の連結業績につきましては、国内においては、主力の小型貫流ボイラやランドリー事業が堅調な設備投資に支えられて好調に推移しました。また海外においては、省エネルギー・環境負荷低減を基本としたソリューション提案営業によりボイラ販売が好調に推移しました。

利益面につきましては、人件費や設備投資による減価償却費、研究費が増加しましたが、増収効果により増益となりました。

売上収益は138,880百万円(前期比11.2%増)、営業利益は16,682百万円(前期比20.3%増)、税引前利益は17,130百万円(前期比20.8%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は12,280百万円(前期比18.5%増)とそれぞれ過去最高を更新しました。

セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。
セグメント別売上収益及びセグメント利益

	区 分	売 上 収 益 (前 期 比)	セグメント利益 (前 期 比)
		(百万円)	(百万円)
国 内	機 器 販 売 事 業	61,490 (5.7%増)	4,899 (7.9%増)
	メンテナンズ事業	31,562 (6.6%増)	8,278 (4.8%増)
	ランドリー事業	20,005 -	1,306 -
海 外	機 器 販 売 事 業	20,251 (12.1%増)	1,651 (49.5%増)
	メンテナンズ事業	5,503 (8.4%増)	384 (31.2%増)
	そ の 他	66 (11.0%増)	62 (57.2%増)
	(調 整 額)	- -	100 -
	合 計	138,880 (11.2%増)	16,682 (20.3%増)

(注) ランドリー事業は、前第2四半期連結会計期間より新たに追加したため、前期比については、記載を省略しております。

〔国内機器販売事業〕

国内機器販売事業は、既存設備の維持更新や工場増設による需要に支えられ、主に食品や化学工業の分野で主力の小型貫流ボイラの売上が堅調に推移しました。船用機器においてもバラスト水処理装置の売上が堅調に推移しました。また、事業別からエリア別に組織体制を変えたことにより、「トータルソリューション」提案活動がより強化され、関連事業の売上が増加しました。この結果、当事業の売上収益は61,490百万円と前期(58,194百万円)に比べ5.7%増となりました。セグメント利益は、ベースアップや増員などによる人件費の増加、バラスト水処理装置に対するUSCG（米国沿岸警備隊）型式認証取得の試験費用、IoT関連費用やショールーム建築関連費用が増加しましたが、増収効果により4,899百万円と前期(4,539百万円)に比べ7.9%増となりました。

〔国内メンテナンス事業〕

国内メンテナンス事業は、ボイラの設置台数の増加や大容量化及び有償保守契約取得の積極的な活動により売上を伸ばしました。また、前期より開始したメンテナンス拠点の連携強化により、お客様からのより一層の信頼を得ることができ、売上に貢献しました。この結果、当事業の売上収益は31,562百万円と前期(29,609百万円)に比べ6.6%増となりました。セグメント利益は、8,278百万円と前期(7,896百万円)に比べ4.8%増となりました。

〔国内ランドリー事業〕

国内ランドリー事業は、ホテルリネン業において、近年の訪日外国人の増加によって宿泊施設の稼働率が上昇し、ホテルの開業も引続き高い水準にあり、リネン商材自体の需要も増加していることから、工場の新築や増設などの大規模な投資が行われております。また、人件費や物流費などのコスト上昇から、より一層設備全般の運用効率化を目指した省力化や自動化へのニーズが高まり、リネン工場のコストの総点検が行われ、ユーティリティを含む設備の入替も活発に行われております。この結果、主力製品である連続式洗濯機をはじめ、その周辺機器の売上也好調に推移し、当事業の売上収益は20,005百万円と過去最高となりました。セグメント利益は企業結合に伴う諸費用や無形資産の償却により1,306百万円となりました。なお、当事業は、前第2四半期連結会計期間より新たに追加したため、前期比については、記載を省略しております。

〔海外機器販売事業〕

海外機器販売事業は、中国においては米中貿易摩擦により景気の減速感がありますが、その他の国・地域においては、環境負荷低減や省エネルギーへの意識の高まりによりボイラ販売が好調に推移しました。この結果、当事業の売上収益は20,251百万円と前期(18,065百万円)に比べ12.1%増となりました。セグメント利益は、増員などによる人件費の増加と中国における販売網の拡大により費用が増加しましたが、増収効果により、1,651百万円と前期(1,104百万円)に比べ49.5%増となりました。

〔海外メンテナンス事業〕

海外メンテナンス事業は、有償保守契約の獲得活動を積極的に行い、各国とも有償保守契約の取得件数を伸ばしました。中国では、環境規制対応で売上を伸ばしました。この結果、当事業の売上収益は5,503百万円と前期(5,075百万円)に比べ8.4%増となりました。セグメント利益は、増員などにより人件費が増加しましたが、増収効果により、384百万円と前期(292百万円)に比べ31.2%増となりました。

- ② 設備投資の状況
 当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は4,478百万円で、その主なものは次のとおりであります。
 なお、これらの設備投資は、自己資金によりまかさないました。
- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備
 ショールーム棟「ミウラ愛ランド」及び事務所棟「ミウラ愛サイト」の新設
 本社棟 設備等改修
- ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
 三浦工業（中国）有限公司 第2工場の新設
 人事関連システムの構築
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
 該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
 該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 58 期 (2016年3月期)	第 59 期 (2017年3月期)			第 60 期 (2018年3月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
	日本基準	日本基準	I F R S	I F R S	I F R S	
売上高又は売上収益 (百万円)	99,019	102,549	102,324	124,883	138,880	
営 業 利 益 (百万円)	10,220	10,577	12,401	13,868	16,682	
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	7,476	8,163	9,012	10,363	12,280	
1株当たり当期純利益金額 又は基本的1株当たり 当期利益 (円)	66.46	72.54	80.08	92.09	109.10	
総資産額又は資産合計 (百万円)	135,861	141,500	140,245	167,083	174,161	
純資産額又は資本合計 (百万円)	107,044	112,270	108,888	117,723	125,298	
1株当たり純資産額 又は1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	947.00	993.18	965.69	1,043.92	1,112.71	

- (注) 1. 第60期(2018年3月期)よりIFRSに準拠しております。また、ご参考までに第59期(2017年3月期)のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
2. 区分の表記が日本基準とIFRSで異なる場合は、両方を併記しております。
3. 第60期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しております。当該表示方法の変更は遡及適用され、第59期については遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
	(百万円)	(%)	
三 浦 ア ク ア テ ッ ク 株 式 会 社	50	100.0	水処理装置、薬品の製造
三 浦 工 機 株 式 会 社	40	100.0	ボイラの主要部品の製造
株 式 会 社 三 浦 マ ニ フ ァ ク チ ャ リ ン グ	50	100.0	ボイラ、水処理装置、食品機器、メデイカル機器の加工・塗装・組立、移送ポンプの製造
三 浦 マ シ ン 株 式 会 社	90	100.0	水管ボイラ等の加工・塗装・組立
三 浦 環 境 マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	50	100.0	工場・ビル付属設備のメンテナンス、土木建築工事の設計・施工・監理
株 式 会 社 ミ ウ ラ ・ エ ス ・ エ ー	10	100.0	損害保険代理業、生命保険募集業務
ミウラジョブパートナー株式会社	5	60.0 (40.0)	工場・ビル・屋外施設等の点検・清掃及びメンテナンス
株 式 会 社 丹 波 工 業 所	37	100.0	ボイラ等の販売及びメンテナンス
ア イ ナ ッ ク ス 稲 本 株 式 会 社	300	100.0	業務用ランドリー機器等の製造販売及びメンテナンス
	(百万ウォン)		
韓 国 ミ ウ ラ 工 業 株 式 会 社	11,402	100.0	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
	(千カナダドル)		
MIURA CANADA CO.,LTD.	16,919	(100.0)	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
	(千米ドル)		
MIURA AMERICA CO.,LTD.	39,501	(100.0)	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
三 浦 工 業 (中 国) 有 限 公 司	(百万人民元) 300	(%) 100.0	ボイラ等の製造販売及びメン テナンス
MIURA SINGAPORE CO PTE.LTD.	(千米ドル) 3,335	(100.0)	ボイラ等の販売及びメンテナ ンス
P T . M I U R A I N D O N E S I A	(百万ルピア) 161,165	(100.0)	ボイラ等の製造販売及びメン テナンス
台 湾 三 浦 工 業 株 式 会 社	(百万新台幣ドル) 340	100.0	ボイラ等の製造販売及びメン テナンス
MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC.	(千米ドル) 40,835	100.0	北中南米における子会社の管 理・統括及び投資対応
MIURA SOUTH EAST ASIA HOLDINGS PTE.LTD.	(千米ドル) 21,451	100.0	アセアン地域における子会社 の管理・統括及び投資対応
MIURA BOILER DO BRASIL LTDA.	(千リアル) 30,110	1.7 (98.3)	ボイラ等の製造販売及びメン テナンス
MIURA INDUSTRIES (THAILAND) CO.,LTD.	(千バーツ) 12,000	(49.0)	ボイラ等の販売及びメンテナ ンス
MIURA BOILER MEXICO S.A. DE C.V.	(千ペソ) 50	(100.0)	ボイラ等の販売及びメンテナ ンス

- (注) 1. 当社の出資比率の()内は、間接出資比率であります。
2. 2018年4月1日に、当社の連結子会社である株式会社アイナックス稲本ホールディングス及びアイナックス稲本株式会社は、アイナックス稲本株式会社を存続会社、株式会社アイナックス稲本ホールディングスを消滅会社とする吸収合併を行いました。
3. 2018年7月1日に、当社は、当社を存続会社、当社の連結子会社であるMLE株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
4. 2019年4月1日に、当社の連結子会社である株式会社三浦マニファクチャリング及び三浦マシン株式会社は、株式会社三浦マニファクチャリングを存続会社、三浦マシン株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内においては引続き設備投資が堅調に推移し、ボイラやランドリー機器の販売が堅調に推移すると予想しております。船用機器に関してもバラスト水処理装置が堅調に推移すると予想しております。さらに前期より開始した事業別からエリア別に組織した営業・メンテナンス体制で「トータルソリューション」提案活動を推進してまいります。

海外においては、中国での環境規制に伴う高効率ガス焚きボイラへの入替需要や規制対応案件は引続き増加するものと予想しております。その他の国・地域は新規顧客の開拓や提案営業力の強化により、機器販売は堅調に推移するものと予想しております。メンテナンス事業は、従業員教育に注力し、引続き有償保守契約の取得率アップに努め、さらなる拠点展開を図ってまいります。

① 新製品の開発

国内においては、ボイラだけでなくランドリー機器、船用機器、水処理機器、食品機器、メディカル機器、未利用熱回収装置、環境分析装置、燃料電池など、あらゆるお客様の付加価値を最大化できるトータルソリューションを提供する新製品の開発を引続き積極的に進めてまいります。

② 海外への日本のビジネスモデルの展開

世界のお客様に、日本と同等の品質のサービスを提供できるよう、人的投資を積極的に行い、各国の拠点網の拡充、従業員教育の充実を図ってまいります。

③ トータルソリューションによる事業の拡大

当社グループは、中長期の経営戦略として、トータルソリューションに基づいた事業拡大を掲げております。具体的には、主力製品であるボイラを核として周辺機器をつなぐことにより、お客様の工場全体で抱えられている問題を解決し、お客様に更なる成長をしていただける環境作りを目的とした活動です。当社グループはこのトータルソリューションを拡大し、進化させるため、引続き他社との協業やM&Aも検討してまいります。

④ 働き方改革への取り組み

当社グループは、お客様の信頼を得るためには、経験を積み、質の高いサービスを提供することが必要不可欠であり、そのためには、従業員同士がしっかりとコミュニケーションをとり、意思疎通が図れて働きやすい職場にすることが必要であると考えております。これまで、人事制度の充実やワークライフバランスの推進などにより、育児・介護などの事情を抱えた従業員が活躍できるような職場の実現に注力してまいりましたが、当社グループで働く外国人や障がい者の方々も増加していることから、今後はさらに従業員の多様性を尊重し、それぞれの個性が活かせる職場づくりを積極的に進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、小型貫流ボイラ、水管ボイラ、冷熱機器、水処理装置、ランドリー機器、薬品及び関連機器の製造販売並びにこれらに伴う諸工事、メンテナンスを主な事業としております。セグメント別の主要な製品・商品は、次のとおりであります。

	区 分	主 要 製 品 ・ 商 品
国 内	機 器 販 売 事 業	蒸気ボイラ、温水ボイラ、熱媒ボイラ、廃熱ボイラ、排ガスボイラ、船用補助ボイラ、バラスト水処理装置、船用廃油焼却炉、船用造水装置、蒸気駆動エアコンプレッサ、熱回収式電動エアコンプレッサ、ボイラ給水加温ユニット、廃温水利用蒸気発生装置、クローズドドレン回収装置、フラッシュ蒸気発生装置、純水システム、ろ過システム、脱気装置、軟水装置、ボイラ用薬品、水処理薬品、家庭用軟水器、ボイラ水処理システム、クーリングタワー水処理システム、排水リユースシステム、蒸気滅菌器、器具除染用洗浄器、減圧沸騰式洗浄器、システム乾燥器、真空冷却機、解凍装置、レトルト殺菌機、低温循環型冷水装置、蓄水型冷水装置、蒸気調理機、燃料電池、ダイオキシン類分析、ダイオキシン類自動前処理装置、PCB分析前処理装置、POPs（残留性有機汚染物質）類自動前処理装置
	メンテナン ンス 事 業	ZMP（有償保守管理）契約、点検契約、MZM（ドック時総合保守）点検、有償メンテナンス、リースレンタル、各種部品
	ラ ン ド リ ー 事 業	連続式洗濯機、脱水機、小型洗濯機、大型洗濯機、特殊大型洗濯機、小型乾燥機、大型乾燥機、コインランドリー向け洗濯機及び乾燥機、ドライ機、ロールアイロナー、フィーダー、フォルダー、仕上げ機、プレス機、トンネルフィニッシャー、包装機、搬送システム、有償メンテナンス、各種部品
海 外	機 器 販 売 事 業	蒸気ボイラ、温水ボイラ、熱媒ボイラ、廃熱ボイラ、排ガスボイラ、蒸気駆動エアコンプレッサ、軟水装置、ボイラ用薬品、ボイラ水処理システム、蒸気滅菌器、減圧沸騰式洗浄器、真空冷却機、解凍装置
	メンテナン ンス 事 業	各種有償保守管理契約、点検契約、MZM（ドック時総合保守）点検、有償メンテナンス、各種部品

(注) 「国内」の区分は国内連結会社、「海外」の区分は海外連結会社の事業活動に係るものであります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本 社 及 び 工 場	愛媛県松山市
支 店	札幌（北海道札幌市）、盛岡（岩手県盛岡市）、仙台（宮城県仙台市）、福島（福島県郡山市）、新潟（新潟県新潟市）、長野（長野県長野市）、高崎（群馬県高崎市）、太田（群馬県太田市）、栃木（栃木県宇都宮市）、埼玉（埼玉県さいたま市）、西埼玉（埼玉県熊谷市）、土浦（茨城県土浦市）、水戸（茨城県水戸市）、千葉（千葉県千葉市）、東京（東京都港区）、東京西部（東京都八王子市）、横浜（神奈川県横浜市）、厚木（神奈川県厚木市）、静岡（静岡県静岡市）、浜松（静岡県浜松市）、三河（愛知県知立市）、名古屋（愛知県清須市）、名古屋西部（岐阜県羽島郡）、北陸（石川県金沢市）、大阪（大阪府東大阪市）、大阪広域（大阪府茨木市）、京都（京都府京都市）、滋賀（滋賀県栗東市）、神戸（兵庫県神戸市）、姫路（兵庫県姫路市）、岡山（岡山県岡山市）、広島（広島県広島市）、北四国（愛媛県松山市）、南四国（徳島県徳島市）、福岡（福岡県福岡市）、西九州（佐賀県佐賀市）、東九州（大分県大分市）、南九州（熊本県熊本市）、船用台湾（台湾台北市）

②子会社

名 称	所 在 地
三 浦 ア ク ア テ ッ ク 株 式 会 社	本社及び工場（愛媛県松山市）
三 浦 工 機 株 式 会 社	本社及び工場（愛媛県西予市）
株式会社三浦マニファクチャリング	本社及び工場（愛媛県松山市）
三 浦 マ シ ン 株 式 会 社	本社及び工場（愛媛県松山市）
三浦環境マネジメント株式会社	本社（愛媛県松山市）
株式会社ミウラ・エス・エー	本社（愛媛県松山市）
ミウラジョブパートナー株式会社	本社（愛媛県松山市）
株 式 会 社 丹 波 工 業 所	本社（埼玉県さいたま市）
アイナックス稲本株式会社	本社（東京都品川区）、工場（石川県白山市）
韓 国 ミ ウ ラ 工 業 株 式 会 社	本社（大韓民国ソウル特別市）、工場（大韓民国忠清南道天安市）
MIURA CANADA CO.,LTD.	本社及び工場（カナダ オンタリオ州）
MIURA AMERICA CO.,LTD.	本社及び工場（アメリカ合衆国ジョージア州）
三 浦 工 業 （ 中 国 ） 有 限 公 司	本社及び工場（中華人民共和国江蘇省蘇州市）

名 称	所 在 地
MIURA SINGAPORE CO PTE.LTD.	本社 (シンガポール共和国)
P.T.MIURA INDONESIA	本社及び工場 (インドネシア共和国西ジャワ州)
台湾三浦工業株式会社	本社 (台湾台北市)、工場 (台湾台南市)
MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC.	本社 (アメリカ合衆国ジョージア州)
MIURA SOUTH EAST ASIA HOLDINGS PTE.LTD.	本社 (シンガポール共和国)
MIURA BOILER DO BRASIL LTDA.	本社及び工場 (ブラジル連邦共和国サンパウロ州)
MIURA INDUSTRIES (THAILAND) CO.,LTD.	本社 (タイ王国チャチューンサオ県)
MIURA BOILER MEXICO S.A. DE C.V.	本社 (メキシコ合衆国メキシコ州)

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

	事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
		(名)	(名)
国内	機器販売事業	2,041	43 増
	メンテナンス事業	1,444	36 増
	ランドリー事業	307	1 減
海外	機器販売事業	960	66 増
	メンテナンス事業	565	48 増
スタッフ等		373	3 増
合計		5,690	195 増

(注) 1. 上記の他に、臨時従業員が319名おります。

2. 「スタッフ等」として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している従業員であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
	(名)	(名)	(才)	(年)
男 性	2,316	56 増	40.7	16.0
女 性	774	3 増	34.2	9.4
合 計 又 は 平 均	3,090	59 増	39.1	14.3

(注) 上記の他に、臨時従業員が158名おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金
	(百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,375
株 式 会 社 伊 予 銀 行	500
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 112,573,687株 (自己株式12,717,425株を除く)
- ③ 株主数 7,789名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	(千株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,749	9.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	7,353	6.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,859	5.21
株 式 会 社 伊 予 銀 行	5,329	4.73
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	5,017	4.46
ミウラグループ従業員持株会	4,035	3.58
愛 媛 県	3,000	2.66
公益財団法人三浦教育振興財団	3,000	2.66
いよぎんリース株式会社	2,906	2.58
野村信託銀行株式会社 (投信口)	2,859	2.54

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算定しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	高橋 祐二		公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事
代表取締役 社長執行役員 CEO	宮内 大介		三浦環境マネジメント株式会社代表取締役会長
代表取締役 副社長執行役員 COO	西原 正勝	人財本部長	株式会社ミウラ・エス・エー代表取締役会長 ミウラジョブパートナー株式会社代表取締役会長
取締役 専務執行役員 CCO	細川 公明	軟水ライフ事業本部長	
取締役 常務執行役員	越智 康夫	米州事業本部長	MIURA AMERICA CO.,LTD. Chairman MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. President
取締役 常務執行役員	丹下 聖吾	船用営業本部長	三浦環境マネジメント株式会社代表取締役社長
取締役 常務執行役員 CTO	森松 隆史	RDセンター本部長 兼ボイラ技術本部長 兼船用技術本部長 兼食品機械本部長 兼メディカル機器本部長	三浦マシン株式会社代表取締役会長
取締役 常務執行役員	兒島 好宏	アジア事業本部長	韓国ミウラ工業株式会社代表理事 三浦工業(中国)有限公司董事長
取締役 常務執行役員	原田 俊秀	財務本部長	三浦グループ企業年金基金理事長
取締役 常務執行役員	米田 剛	アクア本部長 兼環境事業本部長	三浦アクアテック株式会社代表取締役会長
取締役 常勤監査等委員	俵 純一		
取締役 常勤監査等委員	広瀬 雅旨		
社外 監査等 取締役 委員	山本 卓也		第一総合法律事務所 パートナー弁護士
社外 監査等 取締役 委員	佐伯 直輝		四国松山凜監査法人 代表社員
社外 監査等 取締役 委員	仲井 清眞		愛媛大学名誉教授・客員教授

- (注) 1. 当社は、俵純一氏、広瀬雅旨氏、山本卓也氏、佐伯直輝氏、仲井清眞氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。
2. 山本卓也氏、佐伯直輝氏及び仲井清眞氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員佐伯直輝氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、5名の監査等委員のうち2名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 当事業年度中における取締役の地位又は担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
福島広司	取締役執行役員 常務執行役員	任期満了により退任	2018年6月28日 (第60回定時株主総会)

6. 2019年4月1日付の組織変更に伴い、取締役の地位又は担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
西原正勝	人財本部長	管理本部長	2019年4月1日
細川公明	軟水ライフ事業本部長	—	2019年4月1日
丹下聖吾	船用営業本部長	船用事業本部長	2019年4月1日
森松隆史	R Dセンター本部長 兼ボイラ技術本部長 兼船用技術本部長 兼食品機械本部長 兼メディカル機器本部長	R Dセンター本部長 兼ボイラ技術本部長 兼食品機械本部長 兼メディカル機器本部長	2019年4月1日
原田俊秀	財務本部長	管理本部副本部長	2019年4月1日

7. 公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会は、小型貫流ボイラーの安全性を高めるための活動を行っており、当社は、当該公益財団法人の会員として積極的に参加しております。

② 取締役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	ストック・オプション
取締役(監査等委員を除く)	(名) 11	(百万円) 429	(百万円) 347	(百万円) 81
監 査 等 委 員 (うち社外)	5 (3)	43 (19)	43 (19)	— (—)
合 計 (うち社外)	16 (3)	473 (19)	391 (19)	81 (—)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第57回定時株主総会において年額540百万円以内(使用人分給与は含まない)と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる報酬額として、同定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
2. 監査等委員の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第57回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
3. スtock・オプションは、当事業年度の職務執行に対応する部分の金額であります。
4. 上記には、2018年6月28日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する当事業年度に係る報酬額を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職	社 外 取 締 役 兼 職 先 と 当 社 と の 間 に お け る 特 別 な 関 係
社外取締役 監査等委員	山本卓也	第一総合法律事務所 パートナー弁護士	該当事項はありません。
社外取締役 監査等委員	佐伯直輝	四国松山凜監査法人 代表社員	該当事項はありません。
社外取締役 監査等委員	仲井清真	愛媛大学名誉教授・客員教授	該当事項はありません。

- ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況	活 動 状 況
社外取締役 監査等委員	山本卓也	取締役会 15回/16回 監査等委員会 12回/12回	弁護士としてコンプライアンスや企業法務について発言、アドバイスを行っております。
社外取締役 監査等委員	佐伯直輝	取締役会 16回/16回 監査等委員会 12回/12回	公認会計士・税理士として財務及び会計について、適宜発言を行っております。
社外取締役 監査等委員	仲井清真	取締役会 16回/16回 監査等委員会 12回/12回	学識経験者として社会倫理の遵守や経営の透明性の観点から業務全般について、適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

		支払額
(1)	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	72百万円
(2)	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人より、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、IFRS16に関する助言指導等を受けております。
3. 当社の重要な子会社のうち、韓国ミウラ工業株式会社、MIURA AMERICA CO.,LTD.、三浦工業（中国）有限公司、MIURA SINGAPORE CO PTE.LTD.、PT.MIURA INDONESIA、台湾三浦工業株式会社、MIURA SOUTH EAST ASIA HOLDINGS PTE.LTD.、MIURA BOILER DO BRASIL LTDA.、MIURA INDUSTRIES (THAILAND) CO.,LTD.及びMIURA BOILER MEXICO S.A. DE C.V.は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査又はレビューを受けております。
4. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、当事業年度における会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会の選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本に、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実も図りつつ、会社の業績に対応した適正な利益還元を行うことが望ましいと考えております。この方針に従って、配当性向30%を目処として連結業績や財務状況等を総合的に勘案しながら決定し、配当水準の向上に努めてまいります。

内部留保金は、新技術・新製品の研究開発や生産・販売体制の構築など主に事業基盤・競争力の強化のための投資に活用してまいります。また、環境保全、安全、品質等を高めるための投資や生産性向上に向けた情報システムの再構築などにも充当し、企業価値の増大を図ってまいります。

連結財政状態計算書

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資	産	負	債
流動資産	103,793	流動負債	44,212
現金及び現金同等物	34,258	営業債務及びその他の債務	15,406
営業債権及びその他の債権	41,474	その他の金融負債	1,812
その他の金融資産	8,146	未払法人所得税等	3,314
棚卸資産	19,179	引当金	1,093
その他の流動資産	735	契約負債	9,982
非流動資産	70,367	その他の流動負債	12,601
有形固定資産	40,499	非流動負債	4,651
のれん及び無形資産	13,838	その他の金融負債	2,003
その他の金融資産	10,607	退職給付に係る負債	370
退職給付に係る資産	2,041	引当金	1
繰延税金資産	2,990	繰延税金負債	1,966
その他の非流動資産	390	その他の非流動負債	309
資産合計	174,161	負債合計	48,863
		資	本
		親会社の所有者に帰属する持分	125,262
		資本金	9,544
		資本剰余金	10,772
		利益剰余金	111,144
		自己株式	△7,000
		その他の資本の構成要素	801
		非支配持分	35
		資本合計	125,298
		負債及び資本合計	174,161

連結損益計算書

(2018年4月 1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	138,880
売 上 原 価	84,369
売 上 総 利 益	54,511
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	38,500
そ の 他 の 収 益	799
そ の 他 の 費 用	127
営 業 利 益	16,682
金 融 収 益	486
金 融 費 用	39
税 引 前 当 期 利 益	17,130
法 人 所 得 税 費 用	4,799
当 期 利 益	12,330
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	12,280
非 支 配 持 分	50
当 期 利 益	12,330

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	67,193	流動負債	28,542
現金及び預金	8,944	買掛金	3,032
受取手形	5,658	電子記録債権	1,877
電子記録債権	4,666	短期借入金	1,000
売掛金	18,026	関係会社短期借入金	826
リース投資資産	2,249	一年内返済予定金	625
有価証券	15,800	一年内返済予定金	40
商品及び製品	3,342	関係会社長期借入金	2,809
仕掛品	1,994	未払費用	2,368
原材料及び貯蔵品	5,011	未払法人税等	2,566
関係会社短期貸付金	956	契約負債	7,508
その他の他	553	り引当金	500
貸倒引当金	△11	製品保証引当金	783
固定資産	78,344	賞与引当金	3,695
有形固定資産	34,530	株主優待引当金	30
建物	20,367	その他の他	878
構築物	847	固定負債	1,898
機械及び装置	1,209	長期借入金	1,750
工具、器具及び備品	1,646	その他	148
土地	10,357	負債合計	30,441
建設仮勘定	78	純資産の部	
その他の他	23	株主資本	113,290
無形固定資産	1,109	資本金	9,544
ソフトウェア	766	資本剰余金	10,076
その他の他	343	資本準備金	10,031
投資その他の資産	42,704	その他資本剰余金	44
投資有価証券	8,863	利益剰余金	100,671
関係会社株式	24,194	利益準備金	818
関係会社出資金	3,597	その他利益剰余金	99,852
関係会社長期貸付金	1,925	別途積立金	88,480
前払年金費用	2,226	繰越利益剰余金	11,372
繰延税金資産	1,229	自己株式	△7,000
その他の他	729	評価・換算差額等	1,410
貸倒引当金	△60	その他有価証券評価差額金	1,410
資産合計	145,538	新株予約権	395
		純資産合計	115,096
		負債純資産合計	145,538

損 益 計 算 書

(2018年4月 1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		95,611
売 上 原 価		55,481
売 上 総 利 益		40,129
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		29,683
営 業 利 益		10,446
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	429	
受 取 賃 貸 料	1,187	
為 替 差 益	86	
そ の 他	831	2,534
営 業 外 費 用		
そ の 他	15	15
経 常 利 益		12,965
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	16	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	17
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	37	
固 定 資 産 売 却 損	2	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	46	85
税 引 前 当 期 純 利 益		12,897
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,913	
法 人 税 等 調 整 額	△281	3,632
当 期 純 利 益		9,265

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月29日

三浦工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松嶋 敦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原晃生	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三浦工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、三浦工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月29日

三浦工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松嶋 敦 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井出正弘 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中原晃生 ㊦

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三浦工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月3日

三浦工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 俵 純 一 ㊞

常勤監査等委員 広瀬 雅 旨 ㊞

監査等委員 山本卓也 ㊞

監査等委員 佐伯直輝 ㊞

監査等委員 仲井清眞 ㊞

(注) 監査等委員山本卓也、佐伯直輝及び仲井清眞は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

会場のご案内図

会場：愛媛県松山市堀江町7番地 当社本店 ミウラ愛サイト 2階 会議室
TEL：089-979-1230 (総合案内)



交通 松山市駅から 伊予鉄道バス北条・堀江方面行(30分)→内宮バス停→徒歩(5分)
※約15分毎の運行です。

JR松山市駅から JR予讃線(15分)→JR堀江駅→徒歩(20分)
※堀江駅経由は約25～40分毎の運行です。

- 松山空港及び松山観光港からお越しの方は、タクシーのご利用が便利です。
- 駐車場は収容台数に限りがございますので、誠に申し訳ございませんが、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 会場建物内は、禁煙となっておりますので、ご了承ください。
- お時間のある方は、三浦美術館(ミウラアート・ヴィレッジ)にぜひご来館ください。

MIURA

UD
FONT